

熊本県育英資金に係る令和2年7月豪雨災害への対応について

令和2年7月豪雨災害により被害を受けられた方に、熊本県育英資金の緊急貸与及び返還猶予を行っています。

1 緊急貸与

対 象：高校等に在学中の方で、令和2年7月豪雨災害により被害を受けられ、家計急変のため緊急に熊本県育英資金を必要とされる方

貸与金額：通常の育英資金と同様（月額8,000円～35,000円）

利 息：無利息

貸与期間：申請年度の年度末まで（期間が1年以内の場合は翌年度末まで延長することができます。）

申 請：各世帯の家計状況（所得等）を確認できる書類
令和2年度豪雨災害に係る罹災証明書又は被災されたことを確認できる書類 等が必要

2 返還猶予

対 象：令和2年7月豪雨災害により被害を受けられ、熊本県育英資金の返還の履行が困難な方

猶予期間：猶予を希望される月から1年以内の期間（事由が継続するときは再申請が可能です。）

申 請：令和2年度豪雨災害に係る罹災証明書又は被災されたことを確認できる書類等が必要

【問い合わせ先】

高校教育課 大谷、後藤
（内線：6788、6705）